中央教育審議会
教 育 課 程 部 会
総則・評価特別部会（第5回）

令和８年１月１９日
教　育　課　程　部　会
総則・評価特別部会
参　考　資　料　1

理解と合意に基づく
柔軟な教育課程編成の実現に向けて

自分から 自分らしく みんなとともに社会をつくる人を育てる

みらいず works

2026/1/19
NPO法人みらいずworks
代表理事　小見まいこ

柔軟な教育課程の編成におけるコミュニティ・スクールの活用について

柔軟な教育課程の編成・実施のためには、保護者や地域住民に対する説明責任を果たし、理解を得ることが重要であり、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用が有効である。

令和７年３月２８日
教育課程企画特別部会
参考資料１－２

新潟県 上越市立春日小学校　児童数：724名　学級数：29学級

★特徴的な取り組み

中学校区の合同学校運営協議会において、未来に期待する地域の姿やこれからの社会に求められる資質・能力について熟議をした。そこで挙がった意見をもとに、学校の教育目標を地域と共有できるものに変更した。
年間２回行うカリキュラム検討会議には、学校運営協議会委員や地域コーディネーター等が参加し、各学年の生活科や総合的な学習の時間の活動を検討する。

第１回
教育目標と地域資源の活用を柱に熟議を実施。
学年ごとに全ての教科等の単元配列一覧表**「視覚的カリキュラム表」**を生活科や総合的な学習の時間を中心に作成し、単元間のつながりを教科横断的に見通しながら、活動を再検討した。

第２回
検討会議では、実施状況を踏まえて、問題点や課題を教員や学校運営協議会委員等と共有し、熟議をしながら２学期以降の教育課程の改善を図った。

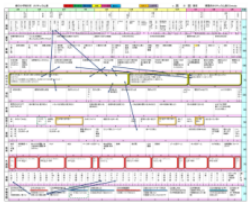

▶視覚的カリキュラム表（上）と活発な熟議の様子がわかる総合的な学習の年間活動計画（下）

★成果

学校運営協議会委員等が教育課程の構想に関わることで、新たな発想やアイデアが生まれ、前年度踏襲ではなく、目の前の子どもたちの状況に合った取り組みをしようという意欲が教員の間で高まった。

新潟県 妙高市立斐太北小学校　児童数：70名　学級数：8学級

★特徴的な取り組み

年間の教育課程を検討し、改善し、振り返りを行う**「みらいトーク」**を年３回実施。教職員に加え、学校運営協議会委員や地域コーディネーター等が低学年、中学年、高学年ごとに分かれ、生活科や総合的な学習の時間を中心とした教育課程について熟議をした。

○みらいトークの様子

年度末の振り返りの「みらいトーク」（第3回）では、教育課程の評価や翌年に向けた改善事項が話し合われるとともに、学校運営協議会委員が教員の活動を勇気づけたり、子どもたちの成長を分かち合い喜んだりする姿が見られた。

さらに、学校行事等の教育活動を保護者や地域住民に知らせるポスター形式のカレンダーに加えて、地域の歴史や文化を学ぶ副読本を学校運営協議会が作成し、児童全員に配布をした。

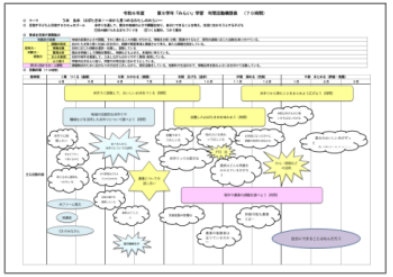

▶みらいトークで検討する総合的な学習の時間の年間活動構想表

★成果

学校運営協議会委員の参画のもと教育課程を編成、実施、評価・改善することで、斐太北小学校の特色あるESD教育が実現できている。教員だけでは成し得ない充実した体験活動など、質の高い教育活動が展開できている。

◎学校運営協議会の主な役割の一つに「校長が作成する教育課程の編成などの学校運営の基本方針を承認すること」がある。今後、学校や地域で一層個性や特徴を出しやすくなる柔軟な教育課程こそ、熟議され、説明責任を果たすプロセスとして実質的な承認がなされることが求められる。

◎併せて、上記事例のように教育課程の編成・実施プロセスに保護者や地域住民等が参画する工夫がなされることで、熟議や承認のプロセスが当事者意識の高い豊かなものになり、柔軟な教育課程への理解や実施における協力を得やすくするなる。そのために、これからの社会に求められる教育に関する保護者・地域住民等のより一層の理解や学びが必要となり、それを可能とする分かりやすい教育課程の仕組み（次期学習指導要領）とすることも大切である。

2025.3.28　NPO法人みらいずworks　小見まいこ　提出資料

理解と合意に基づく柔軟な教育課程編成の実現に向けて

現状

・学校運営協議会は **19,488校（義務教育段階71.6%）** に設置
・制度としては全国的に定着段階に入った

課題

・教育課程の**編成・実施・評価**まで踏み込んだ議論は限定的
・教育課程は保護者・地域にとって難解で、**文面だけでは意図が伝わりにくい**

重要な視点

・調整授業時数制度の導入には、**理解と合意形成**が不可欠
・学校運営協議会の場だけではなく、学校参観、学校行事等の**日常的な場面での対話**が鍵

・調整授業時数制度の活用等、教育課程編成の基本方針等が学校HP等でいつでも見られることが、保護者・地域の理解を促し、教育課程をより良くしていくための議論を行う基盤となる
・その上で、実態に即して、学校運営協議会や他の場面において、合意や承認を得たりするプロセスが重要である
・学校運営協議会を教育課程の柔軟化を理解し、共創する組織として、運用の質的改善が求められる

柔軟な教育課程編成に向けた地域との関係性の深化に向けて

第5 学校運営上の留意事項
2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
ア 学校がその目的を達成するため，学校や地域の実態等に応じ，**教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整える**など，家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また，高齢者や異年齢の子供など，地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

背景・ねらい

- 総合WGでも、行動・研究・創作など多様な探究の広がりの促進や質の担保の在り方が議論されるなど、探究学習の一層の充実が期待されている
- 裁量的な時間の活用においても、**探究学習の一層の充実**が期待されている
- 子どもの実態に応じた探究学習等多様な教育活動を展開する上で、**地域学校協働活動は不可欠な基盤**である

現状認識

- 地域学校協働活動には、地域の人材に加え、**大学・研究機関、企業、NPO等、地域を超えた多様な組織・機関**が関与している

総則や解説において、**「地域の人々」にとどまらず、大学・研究機関・企業・NPO等の組織・機関との協働**についても位置付けることを検討してはどうか

単発的な協力や関与ではなく、子どもとの間に**承認関係が育まれる継続的な関わり**を重視する

単なるゲストや講師に留まらず、子どもたちのキャリア形成を促す（人生の舵取りする力の育成）、民主的で持続可能な社会の創り手を共に育てる**パートナーとしての連携・協働**を促進することが重要ではないか